

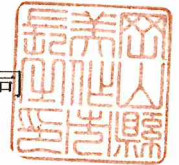


美作市公告第 4 号

令和 7 年 2 月 1 2 日付けで認可地縁団体である海内部落会から地方自治法
(昭和22年法律第67号) 第260条の46第1項の規定に基づき、所有する不動産の
所有権の移転の登記に係る公告の申請があったので、同条第2項の規定により
次のとおり公告する。

令和 7 年 2 月 1 3 日

美作市長 萩 原 誠 司



- 1 名称 海内部落会
- 2 区域 岡山県美作市海内 1 番から海内 2 7 3 番地 1 まで
- 3 主たる事務所 岡山県美作市海内 4 4 番地 1

4 申請不動産に関する事項

・ 土地

地 目	面 積 (㎡)	所 在 地
山林	55,790	美作市三倉田字幕谷 91 番 4

- ・ 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
【別紙のとおり】

- 5 申請事項に関し異議を述べることができる者
申請不動産の表題部所有者、所有権の登記名義人若しくはその相続人又は
申請不動産の所有権を有することを疎明する者
- 6 異議を述べることができる期間
令和 7 年 2 月 1 3 日から令和 7 年 5 月 1 3 日まで
- 7 異議を述べる方法
地方自治法施行規則(昭和 22 年内務省令第 29 号)第 22 条の 3 第 3 項の規
定による申出書及び関係書類を美作市市民部市民課に提出することによる。

別紙

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

土地の所在地	表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所	
	氏 名	住 所
美作市三倉田字幕谷91番4	水島 正	英田郡美作町海内23番地
	山本 幸市	英田郡美作町海内29番地の3
	山本 憲吾	英田郡美作町海内30番地
	小寺 元二	英田郡美作町海内104番地の3
	水嶋 榮	英田郡美作町海内144番地の1
	水嶋 照義	英田郡美作町海内144番地の1
	則本 三平	英田郡美作町海内42番地の1
	森田 正夫	英田郡美作町海内53番地の2
	小寺 三郎	英田郡美作町海内104番地の2
	小寺 正一	英田郡美作町海内104番地の第2の1
	小寺 富夫	英田郡美作町海内104番地の3
	岩尾 鶴一	英田郡美作町海内126番地
	森田 定治	英田郡美作町海内130番地の1
	小寺 保	英田郡美作町海内114番地の2
	竹森 治作	英田郡美作町海内132番地
	金谷 信夫	英田郡美作町海内160番地
	卯野 虎一	英田郡美作町海内164番地
	溝尾 武夫	英田郡美作町海内221番地
	小寺 六左衛門	英田郡美作町海内219番地の2
	溝尾 実	英田郡美作町海内224番地
	森田 年雄	英田郡美作町海内 163 番地の 1
	水嶋 馨	英田郡美作町海内 255 番地
	宮木 寅吾	英田郡美作町海内 145 番地
	衣畑 柳平	英田郡美作町海内無番地
	衣畑 三平	英田郡美作町海内 132 番地
	森田 香	英田郡美作町海内 53 番地の 2